

災害時における水道施設等の応急措置の協力に関する協定

協同組合東京都水道請負工事連絡会(以下「甲」という。)と株式会社クボタ(以下「乙」という。) 東京都地域防災計画に定める災害時における民間協力の一環として、水道施設の応急措置業務に対する協力に関して次のとおり協定を締結する。

(協力の要請)

第1条 甲は、災害時において、甲が水道施設等の応急措置を行うとき、乙に対して応急に使用する管材並びに給水材の供給への協力を要請するものとし、乙は、可能な限りこれに協力する。

(業務の内容)

第2条 甲が、前条に基づき乙に要請する業務は、甲が、水道施設等の応急措置を行うとき、使用する管材並びに給水材の供給とする。

(業務の指示)

第3条 乙が甲の申請により管材並びに給水材の供給を行う場合、乙は、特段の定めがない限り富士機材株式会社(以下「丙」という。) 経由で行うものとし、当該供給の条件は、甲及び乙がそれぞれ丙と締結する売買契約の定めによるものとする。

(費用負担)

第4条 乙が、この協定の履行のために要した費用は、甲が負担するものとする。

(緊急連絡者策定)

第5条 乙は、甲の協力要請に対し、迅速に対応する。

(防災訓練への参加)

第6条 乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めがない事項又は内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

(適用期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から令和5年3月31日までとする。
ただし、有効期間満了1ヶ月前までに甲乙いずれかの意思表示がないときは、この協定の有効期間を1年間延長するものとし、以後この例による。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、
各1通を保有する。

令和4年4月1日

甲

東京都中央区日本橋箱崎町5番4号
アライズ第2ビル3階

協同組合東京都水道請負工事連絡会

代表理事 貝澤二郎



乙

東京都中央区京橋二丁目1番3号

株式会社クボタ 東京本社

パイプシステム営業部

部長 西村孝行



丙

東京都千代田区一番町12
一番町富士ビル

富士機材株式会社

土木営業統括部

部長 堀越真二

TEL 03-3556-4562

